時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢〇遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一月以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を寄送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け寄送あらんことを請ふ

時事新報

日本に破壊黨なし

近來御用新聞の記事又は政府黨と稱せらるゝ輩の言論中往々今の民間の政論者に對して破壊黨の辭を用ゆるものあり破壊黨とは如何なる意味あるや我輩の了解に苦しむ所なれども從來我國の新聞紙などには歐洲諸國に出没する無政黨又は露國の虚無黨の事を記するに破壊黨の名を以てするみともあれば或は今の民黨を以て無政黨虚無黨に比するの意味にてもあらんか果して然らば我輩は其辭の不倫を咎め其輩の不心得を責めざるを得ず抑も彼の無政黨虚無黨の類は非常極端の過激論を主張し其眼中には國家もなく社會もなく君主もなく政府もなく又宗教もなく今日に行はるゝ一切萬事を破壊せんとするものなれば今の社會の組織上より見れば獨り政府の政敵たるに止まらずして一般の公敵と云はざるを得ず或は極端の辭を用ゆれば天地に容れざる惡魔外道と云ふも差支なかる可し我國の所謂民黨を見るに近來は其所論頗る過激に走りて前期の議會の擧動の如きは我輩の固より感服せざる所なれども其これに感服せざるは擧動の如何に在るのみ其目的に至りては政治の改良を謀る者なりと認めざるを得ず唯その輩の缺點を云へば教育上の知見小なくして事を急ぎ、十年にして始めて成る可き政治の秩序を一朝に製作せんとして實際の如くならざれば則ち怒り其憤怒の餘りに前後を分別せずして益々擧動を呈するに在るのみ故に昨年來の擧動に徵して其手段の不穩なるを咎むるは固より至當の評論にして其人々に於ても辨解の辭なかる可しと雖も之を目するに破壊黨を以てするに至りては不倫の最も甚しきものにして抑も事理を解せざるものと云ふ可し元來西洋諸國の破壊黨は種々不祥の原因事情より發生したるものにて斯る極端主義の行はるゝは國家の[illegible]を云ふ可らず幸に我國に於ては古來今に至るまで不祥なる極端主義の發生を見ず時として過激の議論を唱ふる者あるに非ざれども單に功名青雲の熱心より生ずる一時の議論のみ、愛國利民の大義に至りては議論の異同に拘はらず全國上下共に精神を一にして只管政[illegible]寧ろ世界各國に對して誇る可き[illegible]に事を解せざる輩が漫に不祥の辭を用ゐて斯る[illegible]を汚さんとするは譬へ難き次第にみそあれ若しも我國の事情に不案内なる外國人などが之を眞に受けて日本國會議員の多數は破壊黨なりなど傳ふるみともあらば假令ひ一場の誤解にしても國の不面目は此上ある可らず且又事の實際に就て論するも今の民黨と云へば先づ以て改進黨自由黨の流にして首領には自から長老の人物あり其今日に於ける政治上の工風如何は姑く擱き本心の所在を問へば決して國家の不幸を祈る者に非ず又その根本を害せんとする者に非ざるは内外人の共に認むる所なり然るに今民黨を目するに破壊の名を以てするは首領たる長老は破壊の張本にして國家の不幸を悦ぶ者なりと云ふに異ならず人を評するみと酷にして假令ひ法律に問ふ可らざるも其實は人を侮辱したるものと云ふ可し左れば過日自由黨より發したる宣言書中に不穩の語ありとて御味方流の一類は頻りに之を毀し甚だしきは政府の一部分にも内閣を侮辱したるものなりとして告發に及ぶ可しなど風聞するもののあり宣言書の辭氣も隨分荒くして詰り血氣の筆鋒に過ぎざれども之を目して他を侮辱したるものとすれば御味方流が漫に破壊黨の辭を用ひたるも亦侮辱なる可し畢竟五分〱の爭なれば我輩は斯る無益の爭論を以て政治上に波瀾を生ずるを好まず他の不穩を咎めて自から不穩の説を作すは咎に倣ふ者と云ふ可きのみ

官報

○正誤　去月三十日官報號外勅令第二百四十九號文武判任官等級表中（各集治監及假留監北海道集治監）監獄署ハ（各集治監及假留監北海道集治監）監獄署ノ誤　内閣書記官

○朕陸軍高等官衙副官條例中追加ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年一月十六日　陸軍大臣子爵高島鞆之助

勅令第八號

陸軍高等官衙副官條例第二條七項ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加ス

八　屯田兵副官

勅令第八號參照

勅令第三十三號陸軍高等官衙副官條例（明治二十一年五月十四日官報）抄錄

第二條　高等官衙副官ト稱スルモノ左ノ如シ

一　陸軍省副官
二　參謀本部副官
三　監軍部副官
四　監軍部各監副官
五　近衞副官
六　師團副官
七　旅團副官

○遞信省告示第十七號

明治二十四年八月當省告示第百九十一號海底電信線路室蘭字ポンモイ海岸ノ部分左圖ノ通陸揚地ヨリ四百間以内ヘ線條ノ左右各三十間ヲ該線路内ト改正ス

明治二十五年一月十八日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雑報

○正誤　左の通り申來りたれば前報を是正す

昨十七日貴社新報雜報欄内自由黨は角田氏を助くとある項中高木氏に對しては自黨の平林九兵衛氏競爭する模樣あれば高木氏だけは助くるみとを得ずとの旨を答へたる由ありと御記載に候得共右助くるを得ずと答へたる云々は事實無之事に候條此全文を掲げ速かに正誤相成度候也

一月十八日　高木正年

時事新報御中

○小松宮殿下幷御息所の訪問　小松宮殿下は西鄉伯の令息從德氏が彈藥の爲めに負傷し過日來赤十字社病院に入院治療中なるみとを聞き去る十六日御息所御同伴にて同病院に赴き親しく病状を尋ねられ御見舞として菓子を賜はりたりと云ふ

○上川離宮の御造營　其筋にて北海道石狩國上川郡へ他日離宮を設け都府を開く事に決し其旨を總理大臣より同道長官へ達したるは實に去る二十二年十二月の事にて前任の永山長官は最も熱心に夫等の計畫に從事して次第に其歩を進めしが現任の渡邊長官も同じく前志を繼ぎて種々計畫の見込ある由なれども何分其筋にては右の達しありてより已に二年餘に至るも未だ何等の沙汰あらざるより尚ほ一應意見を上申せんとて兼に全道巡回の節も篤と離宮豫定地等を實撿し中に就て最も適良なる地所を撰定したる上其圖面を調製せしめ今度該圖と共に一日も早く離宮御造營の事あるは拓地殖民の爲めに最も缺くべからざる要件なりとの意見書を差出したる由にて其筋にても多分本年の夏季には特に官吏を派して實地を巡撿せしめたる末次第に御造營の準備に着手するならんと云ふ

○上告中に解散されたる當撰訴訟、木暮氏と嶋田氏　去る廿二年法律第三號衆議院議員撰擧法の明文に基き當撰人の當撰を無効とする理由ありと認むる時は當撰を失ひたる其人より當撰人を被告として控訴院に出訴し得べし控訴院の判決にして尚ほ不服の廉あれば大審院に上告するとも出來得るものなれば控訴院の裁判は其第一審にして大審院は其第二審をなす順序なれども元來大審院は他より訴へ來る訴訟事件に對し下級の裁判所がなしたる法の適用上に誤謬若くは欠點なきや否を審案するに止まり決して自から進んで事實上の審問迄をもなすべきものにはあらず左れば當撰訴訟に對して事實を吟味し其吟味の結果に依て當撰の有効無効を宣告するは控訴院の仕事にして從て控訴院が當該訴訟の審判中なれば衆議院議員撰擧法第八十二條の明文（審判中衆議院解散ノ命アルトキハ控訴院ハ其訴訟ヲ棄却スヘシ）に基き控訴院は其訴訟を棄却し訴訟入費は原被各自の負擔に屬し何れも自腹を切らざるべからずと雖ども既に控訴院の審判終結して黒白の宣告をなし此の宣告に對し當事者中不服ありて大審院に上告し居る其時に衆議院解散されたりとて大審院は此の訴件が撰擧法第八十二條に所謂棄却の事實を帶び居るものなりや否を自ら進んで取調ぶるものにあらずして唯前裁判の擬律如何を審案するに止まるべきのみ是を以て大審院は群馬縣第四區撰出の前代議士木暮武太夫氏と次點者たる嶋田音七氏との間に起れる當撰訴訟の上告に對し衆議院の既に解散せられたるにも拘らず訴訟の目的たる木暮氏の既に議員の資格を失ひたるにも拘らず今十九日を以て公判を開くものならん尤も大審院の判決にして原裁判申渡の通りとなれば東京控訴院に於て敗訴したる被告木暮氏は原告の費用迄をも辨償せざるべからざれ共若し大審院が前裁判を破毀して他の控訴院に移し再審せしむる事となれば撰擧法第八十二條に依り其の控訴院は棄却の申渡をなすべく從て是迄云ひ爭ひたる折角の公事は黒白定らずして原被雙方互に入費損となり畢る事なきやと云ひ居るものもありとなり

○屯田兵の志願者　屯田兵司令部にては兼て青森縣外十一府縣より本年度の屯田兵五百戸（内歩兵四百戸、騎砲工兵百戸）を徴募せしが其徴募に應じて志願したる總計は千六百四十八戸にて斯く志願者の例年より増加したるは北海道の事情稍や内地人に知れ渡り來りたるにも因るべけれど一は本年度よりは士族に限らずして平民よりも採用する事に改まりたるが爲めなりと云ふ

○熊本縣下兩黨の候補者　[illegible]推薦黨の間に於て[illegible]回の衆議院議員總撰[illegible]上羽勝衛第二區池邊[illegible]四區嘉悅氏房第五區[illegible]を代議士候補者と定[illegible]吉第二區古莊嘉門第三[illegible]悅信之第五區松井[illegible]者に推撰したる由あ[illegible]しと

○九州鐵道會社の現況　[illegible]増加し殊に二十四年度[illegible]を延長せしかば同半季[illegible]きの筈なるが却て其收[illegible]の日尚ほ淺きを以て[illegible]ると數回の水害風災に[illegible]じ加ふるに豐筑兩國の[illegible]流失し且つ坑内甚しく[illegible]りしを以て僅少なる[illegible]因るものならんが其[illegible]約を結び同鐵道によ[illegible]ふて增加せしのみな[illegible]下半期の利益配當金は[illegible]との事なり

○西洋人の地獄　社[illegible]獄を怖るゝ其樣は子[illegible]如く一笑に附し去れ[illegible]等が想像の量を考ふ[illegible]人の觀に日本の地獄[illegible]もて舌を抜たりなど[illegible]カル（ヘル）にして[illegible]化學流の地獄（ケ・カ[illegible]ワエローム（紀元後二[illegible]死去）メーナユリア[illegible]二十年又は二百四十[illegible]開けば地獄の火は假[illegible]なり無形の物に非ず[illegible]硫黄と知る可しと宗[illegible]硫黄と溶解せる極[illegible]形の魂魄は如何にし[illegible]形の火に由て燒かる[illegible]は如何にして[illegible]石綿の如きもの又は[illegible]の肉體は焦げれども[illegible]て止まざるなりと

地獄には時[illegible]ヘイステルバッホの[illegible]める或るウォルターと[illegible]（セータン）と面會し[illegible]して野羊の角を生し[illegible]したる主人ウイッリア[illegible]運命を問ひたるに惡[illegible]ブルヒとザッヘンス[illegible]る可し今、我れ[illegible]其中に在る由々を[illegible]之を取て今、[illegible]に一瞬を出でずして[illegible]

○水戸鐵道發車時刻　小山發（水戸へ）午前六時[illegible]水戸發（小山へ）午前六時二十分[illegible]

○日光線鐵道發車時刻（宇都宮日光間）[illegible]